

赤松行政書士事務所 ニュースレター

2020（令和2）年4月 第1号

開業しました！よろしく お願いいたします！

みなさんこんにちは、ニュースレターをお読みいただきありがとうございます。2020年4月2日から赤松行政書士事務所を開業しました、行政書士の赤松靖と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。



簡単に自己紹介をさせていただきます。昭和63年生まれの31歳、妻と4歳の長女、2歳の次女、1歳の長男の、いつも賑やかな5人家族です。

「日々一生懸命」を信念に、悔いの残らない選択をするあまり、様々な職歴を経験してきました。そのおかげでたくさんの人と出会うことができ、たくさんを経験をさせていただきました。行政書士として、ファイナンシャルプランナーとして、これから活かしていきたいと思っています。

開業したばかりではありますが、「困ったときは赤松さん」と思っただけのように、日々努力していきます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大により、地球規模で大混乱となっております。日本でも若い年齢層の感染が次々に確認され、収束の目途は立ちません。むつ市・下北では4月2日現在、まだ感染は確認されておられません。油断は禁物です。

感染拡大の影響がいつまで続くのか先が見えない状況で、コロナ破綻する会社も全国では見え始め、経営危機に直面している会社も増加してきています。

開業間もない私ですが、行政書士として何かできることはないかと考え、日々公表される様々な支援策を精査しております。

当事務所でも資金調達についてのお手伝いをしておりますので、コロナウイルス関連の資金調達についてご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

開業一発目のニュースレターがこのようなニュースで始まり、不安な思いではありますが、こんな時こそ助け合って、だれも不幸になることなく乗り越えていければと強く思います。

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者を対象に、日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナ

感染症特別貸付、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で、資金繰りの支援を行っています。商工会議所、庁舎、金融機関等で相談できます。

<p>売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい方には</p>	<p>コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります</p> <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。</p>
<p>既に受けた債務の返済があるため、追加の返済負担を負いたくない方には</p>	<p>コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります</p> <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子になります。※企業の規模に応じて上限があります。</p>
<p>業績悪化のため既に受けた債務の条件変更をしたが、追加の運転資金を調達したい方には</p>	<p>コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の対象からは外れません</p> <p>新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。</p>
<p>売上減少に伴い、既に受けた債務の返済ができない方には</p>	<p>取引金融機関等に既に受けた債務等の条件変更を相談ください</p> <p>経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応するよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。</p>
<p>既存の仕入ルートがストップし、代わりのルートではコスト増、売上減少が見込まれる方には</p>	<p>セーフティネット貸付や一般保証を活用して資金調達を検討ください</p> <p>日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。</p>

出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ」

どんなことでもお問い合わせください。行政書士業務でない場合でも、最適な専門家をご紹介いたしますので、安心してご相談いただけます。

迅速な対応

若さと機動力を活かし、ご依頼に対して、最短で手続きをいたします。

丁寧な対応

手続きの経過を随時報告し、ご依頼者様との信頼構築に尽くします。

親身な対応

お気軽に質問頂ける雰囲気作りを心がけ、わかりやすい言葉を使うようにしております。

赤松行政書士事務所・家計のみかたFP事務所

〒035-0051 青森県むつ市新町8-22 2階

営業時間 9:00~18:00(時間外対応可能)

定休日 日曜日・祝日(休日対応可能)

TEL 0175-34-0725

FAX 0175-34-0726

携帯 090-2955-0457



むつ郵便局から田名部工高方面へ約100m

主な取扱業務

- 遺産分割協議書作成、相続手続き
- 遺言書作成支援
- 建設業許可申請、更新申請
- 決算等届出、経営事項審査
- 建設キャリアアップシステム
- 事業設立、会計帳簿作成代行
- 農地に関する許可申請・届出
- その他許認可申請手続き など